4/2（日）反貧困ネットワーク全国集会2023「武器よりくらしを！ 排除より連帯を！」

2023年**4**月**2**日（日）**14:30**~**19:20**（開場**14:00**）

会場：文京区民センター**3A**会議室**(**〒**113-0033**□東京都文京区本郷**4-15-14)**

参加申し込み不要です。直接会場へお越しください。

交通アクセス 最寄駅

●東京メトロ丸ノ内線 後楽園駅　4b出口【徒歩5分】

●東京メトロ南北線 後楽園駅　6番出口【徒歩5分】

●都営地下鉄三田線／大江戸線 春日駅　A2出口【徒歩2分】

●JR線 水道橋駅 東口【徒歩15分】

https://youtube.com/watch?v=A4kAu8FIi6c%3Ffeature%3Doembed%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%96%E4%B8%AD%E7%B6%99%E3%81%AF%E3%81%93%E3%81%A1%E3%82%89%E3%81%8B%E3%82%89%E8%A6%96%E8%81%B4%E3%81%A7%E3%81%8D%E3%81%BE%E3%81%99

ライブ中継はこちらから視聴できます

目次

1. 反貧困ネットワーク全国集会2023集会プログラム
2. ○14:30~15:20□セッション1□反貧困ネットワークからの報告
3. ○15:25~17:20□セッション2□課題別報告
4. ○17:20~17:40□休憩・ミニライブ
5. ○17:40~19:10□セッション3□【対論】貧困格差、分断と排除に抗する若者世代の叛乱
6. ○終会宣言
7. ●集会開催カンパを募集しております
8. ●主催

反貧困ネットワーク全国集会2023集会プログラム

司会：猪股 正（反貧困ネットワーク理事）□大塚 恵美子（反貧困ネットワーク理事）

主催者挨拶：宇都宮 健児（反貧困ネットワーク理事長）

○14:30~15:20　セッション1　反貧困ネットワークからの報告

1．反貧困ネットワーク・新型コロナ災害緊急アクション1年間の活動報告

　瀬戸 大作（反貧困ネットワーク事務局長）

2．反貧困ネットワーク外国人支援の現状報告

　原 文次郎（反貧困ネットワーク外国人支援担当理事）

○15:25~17:20　セッション2　課題別報告

1．入管法反対問題

　指宿 昭一さん（外国人労働者弁護団）

2．仮放免者からの発言

3．女性と子供の貧困問題

　寺内 順子さん（シンママ大阪応援団）

4．非正規労働

　伊藤 みどりさん（介護ヘルパー国賠訴訟原告）

5．インボイス制度

　小泉 なつみさん（インボイス制度を考えるフリーランスの会）

6．最低賃金

　河添 誠さん（最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会）

○17:20~17:40　休憩・ミニライブ

　移民難民雑技団よりアフリカンミュージックなどの演奏

○17:40~19:10　セッション3　【対論】貧困格差、分断と排除に抗する若者世代の叛乱

進行：瀬戸 大作（反貧困ネットワーク事務局長）

登壇者：荒井 佑介さん（NPO法人サンカクシャ代表理事）

　　阿部 華奈絵さん（三鷹で焚き火をしよう）

　　幸田 良佑さん（TENOHASI　わかちあい練馬）

□□□□加藤 美和さん（仮放免高校生奨学金プロジェクト□大学生）
□□□□ミラクルさん（ガーナ国籍日本生まれの留学生□大学生）

○終会宣言

藤井 秀樹（反貧困ネットワーク理事）

●集会開催カンパを募集しております

口座振込：ゆうちょ銀行〇一九支店□当座□594755
郵便振替：00170-5-594755□□加入者名：シャ）ハンヒンコンネットワーク
WEBから寄
付：https://www.congrant.com/project/antipovertynetwork/2902
※依頼人名または備考欄に「シュウカイ」と記入ください（表記は不問です）

●主催

一般社団法人反貧困ネットワーク
<サポートセンター>〒169-0051□東京都新宿区西早稲田2-4-7東京DEW
電話：090-7835-4477／050-5526-3010（月・水・金：12:00~18:00）
メール：info@hanhinkonnetwork.org

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

ANTI-POVERTY CAMPAIGN

反貧困ネットワーク全国集会 2023

2023年4月2日(日)14:30(開場 14:00) ～19:20

文京区民センター3A会議室参加費無料（会場に直接お越しください）

武器よりくらしを！排除より連帯を！

主催：一般社団法人反貧困ネットワーク
住所：〒169-0051
東京都新宿区西早稲田 2-4-7　東京ＤＥＷ
電話：090-7835-4477/050-5526-3010
【月・水・金：12:00~18:00】
メールアドレス：info@hanhinkonnetwork.org
ホームページ：https://hanhinkonnetwork.org/

●YouTubeにてリアルタイム配信、録画配信を行います
配信は以下のURLから視聴ができます
https://youtube.com/live/A4kAu8FIi6c?feature=share

●集会開催費用カンパお願いいたします。
口座振込：ゆうちょ銀行　〇一九支店　当座　594755
郵便振替：00170-5-594755
シャ）ハンヒンコンネットワーク
※依頼人名または備考欄に「シュウカイ」と記入ください

反貧困ネットワーク ホームページ

当日 YouTube 配信

会場案内地図

反貧困ネットワーク全国集会 2023 集会プログラム
2023年4月2日(日) 14:30(開場 14:00) ～19:20

オンライン中継あり

司会：猪股　正（反貧困ネットワーク理事）　　大塚　恵美子（反貧困ネットワーク理事）
主催者挨拶：宇都宮　健児（反貧困ネットワーク理事長）

●セッション１ **▶14:30～15:20**

反貧困ネットワークからの報告

①反貧困ネットワーク・新型コロナ災害緊急アクション１年間の活動報告
瀬戸　大作（反貧困ネットワーク事務局長）

②反貧困ネットワーク外国人支援の現状報告
原　文次郎（反貧困ネットワーク外国人支援担当理事）

●セッション２ **▶15:25～17:20**

課題別報告

①入管法反対問題　指宿　昭一弁護士（外国人労働者弁護団）
②仮放免者からの発言
③女性と子供の貧困問題　寺内　順子さん（シンママ大阪応援団）
④非正規労働　伊藤　みどりさん（介護ヘルパー国賠訴訟原告）
⑤インボイス制度　小泉　なつみさん（インボイス制度を考えるフリーランスの会）
⑥最低賃金　河添　誠さん（最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会）

☆休憩・ミニライブ **▶17:20～17:40**

移民難民雑技団よりアフリカンミュージックなどの演奏

●セッション３ **▶17:40～19:10**

【対論】貧困格差、分断と排除に抗する若者世代の叛乱
進行：瀬戸　大作（反貧困ネットワーク事務局長）
登壇者：荒井　佑介さん（NPO 法人サンカクシャ代表理事）
阿部　華奈絵さん（三鷹で焚き火をしよう）
幸田　良佑さん（TENOHASI わかちあい練馬）
加藤　美和さん（仮放免高校生奨学金プロジェクト・チューター　大学生）
ミラクルさん（ガーナ国籍日本生まれの留学生　大学生）

●終会宣言
藤井　秀樹（反貧困ネットワーク理事）　**▶19:20 終了予定**

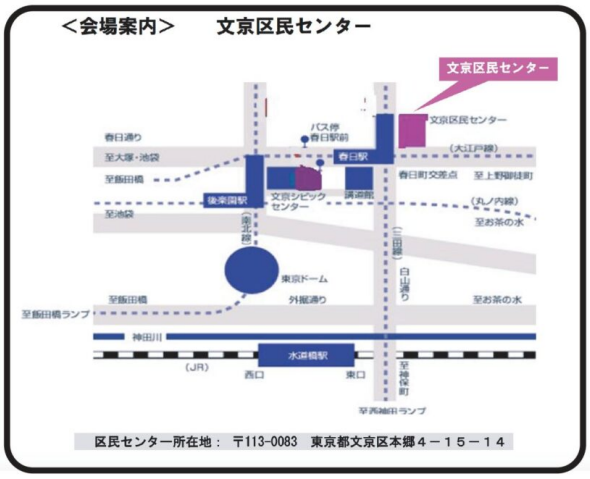

アクセス

都営三田線・大江戸線「春日駅 A2 出口」徒歩 2 分

東京メトロ丸ノ内線「後楽園駅 4b 出口」徒歩 5 分

東京メトロ南北線「後楽園駅 6 番出口」徒歩 5 分

JR 水道橋駅東口徒歩 15 分

都バス（都 02・都 02 乙・上 69・上 60) 春日駅徒歩 2 分

会場案内地図

3月13日以降の新型コロナウィルス感染予防対策について

当事務所では、新型コロナウィルス感染予防対策を実施しております
マスクの着用については任意とさせて頂いておりますが、担当者や状況によりマスク着用をお願いしている場合がございますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

引き続く原発避難者の苦難を直視した継続的かつ実効的支援を求める要望書(2023)

2022年に実施した原発事故避難者調査及びその分析結果に基づき、2023年3月7日、復興庁を訪問して要望し、同月8日付けで、内閣総理大臣等に要望書を提出いたしました。

関連報道: 2023年3月9日朝日新聞記事「原発事故、避難者の4割がPTSDの疑い 市民団体など調査」

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
復興大臣 渡辺 博道 殿
文部科学大臣 永岡 桂子 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿
財務大臣□□□鈴木 俊一 殿
外務大臣□□□林 芳正 殿
経済産業大臣、原子力経済被害担当、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）西村 康稔 殿
環境大臣・、閣府特命担当大臣（原子力防災）西村 明宏 殿
子ども政策担当、共生社会担当、孤独・孤立対策担当、内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）小倉 將信 殿
経済再生、全世代型社会保障改革担当、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）後藤 茂之 殿
総務大臣 松本 剛明 殿
福島県知事 内堀 雅雄 殿

引き続く原発避難者の苦難を直視した継続的かつ実効的支援を求める要望書(2023)

2023年3月7日

震災支援ネットワーク埼玉（SSN）代表：猪股正（弁護士）
早稲田大学災害復興医療人類学研究所（WIMA）所長・教授：辻内琢也（医師）

□福島第一原発事故（以下「原発事故」という）後12年となる2023年3月11日を迎えるにあたり、2022年に実施した原発事故避難者（以下「原発避難者」という）に対するアンケート調査及びその分析結果に基づき、国及び福島県に対し、次のとおり要望する。

第1□要望の趣旨

□原発事故から12年が経過しようとする今もなお、原発避難者が高いストレス状態に置かれ続け、甚大な精神的苦痛を被り続けている。
□私たちは、国及び福島県に対し、この事実を直視し、今後、社会全体で、避難者の苦難を共有し、その苦痛をなくしていく努力を永く積み重ねていく旨の基本方針を宣明し、以下の支援策をはじめとする実効的支援策を継続していくことを求める。

1□健康状態悪化に対する支援

□避難生活が長期化する中で、避難者の健康状態が悪化し、医療費等の負担が経済的に困難になっている現状に対応するため、
□⑴□国による医療費等の減免措置縮小方針の撤回
□⑵□避難元自治体と避難先自治体の連携不足による支援の壁の解消
□⑶□小児甲状腺がん検診及びフォローアップの継続的実施と、心理社会的サポートシステムの構築を
□⑷□生涯にわたる健康支援システムの早急な確立

2□経済的困難に対する支援：失業、住宅支援の打ち切り、不十分な賠償・補償問題への対応

□□失業、住宅支援の打ち切り、不十分な賠償・補償などにより、経済的困難に陥っている避難者が多いことから、
□⑴□従前の就労支援策の問題点を検証の上、実効的な就労支援策の実施
□⑵□住宅支援打ち切り後の状況調査と、打ち切り撤回・住宅支援の再開等
□⑶□国の責任による十分な賠償・補償の実現
□□ア□未請求者・未請求項目と国による調査及び損害の填補
□□イ□ふるさと喪失・変容慰謝料の抜本的拡大
□□ウ□責任の所在の明確化による苦痛の軽減、不十分な賠償水準の底上げ
□□エ□消滅時効期間の延長

3□孤立の孤立防止策と地元及び避難先地域におけるコミュニティ育成の支援

□⑴□区域内外避難を問わず、避難者に対する差別・偏見の解消に向けた努力を
□⑵□復興支援員の人数を増やして戸別訪問（アウトリーチ）を可能にし、心理的・社会的・経済的支援が必要な避難者の発見による、避難者の孤立防止を
□⑶□離散した家族・親族の交流をサポートしてきた高速料金の無料化措置を、避難継続世帯・移住世帯にも継続を
□⑷□県外避難者支援課等による避難継続世帯・移住世帯への支援の拡充、避難先地域住民との関係性構築の支援

4□地元不動産の固定資産税負担等への適切な対応

□□□

□□□2□□□

□本調査では、PTSD症状の強さを測定する国際標準の尺度「改訂出来事インパクト尺度（Impact of Event Scale—Revised: IES-R）」において、PTSDの可能性があるほどの高いストレス状態だとされる25点以上の者が37.0%（付録図表No.13）に及んでいる。

□また、「気分・不安障害調査票（K6）」は6項目で簡易に抑うつと不安のレベルを測定できる尺度として国際的に使用されている。本調査におけるK6の得点は、社会機能に障害が生じる抑うつ・不安レベルとされる「13点以上」の者が17.2%（付録図表No.14）、福島県立医大が支援を行う基準として設定している17点以上の者が7.8%となっている。

□自由記述に認められる、『精神的苦痛・トラウマ』を示す語りを紹介する。原発事故災害に加えて、長引くCOVID-19の影響で自由な往来が制限されていること、ロシアのウクライナ侵攻の報道による影響、など発災直後にはありえなかった新しい苦悩が重なっていることが示されている。

□「ウクライナ侵攻によるニュースで車の渋滞を見たら、当時の避難の様子がフラッシュバックして、体調不良になりました。原発の攻撃のニュースには、心が痛み、涙が止まらなくなってしまいました。」（60代女性、避難指示区域内、No.228）

□「学校（避難所）の生活でトラウマになり生活の人間関係がうまくできない。考えるとドキドキして血圧が上がる」（40代女性、避難指示区域内、No.70）

□「年中無休と言う程、精神的不安とストレスー中略ー社会性失うことが怖いー中略ーたび重なる不幸」（70代女性、避難指示区域内、No.489）

□「大熊に行くと精神状態がおかしくなる」（40代女性、避難指示解除区域、No.476）

□「自分一人では何もできない。ただ呼吸している」（70代男性、避難指示区域内、No.329）

□「生きていく意味がわかりません」（60代男性、避難指示区域内、No.278）

イ□**PTSD**の可能性がある者は**4**割前後の高止まり状態が持続

□2012年からの推移をみると、IES-R: 25点以上の者の割合は、2012年: 67.3%、2013年: 59.6%、2014年: 57.7%、2015年: 41.0%、2016年: 37.7%、2017年: 46.8%、2020年: 41.1%、2022年: 37.0%であり、2015年以降は約4割の避難者がPTSDの可能性がある程の高いストレス状態での生活を続け、今に至っていることがわかる（付録図表No.13）。

□また、K6の調査を開始した2016年以降の13点以上の者の割合は、2016年: 20.8%、2017年: 21.7%、2018年: 21.2%、2020年: 18.1%、2022年: 17.2%という結果であり、約2割の避難者が依然として抑うつ・不安障害を抱えている（付録図表No.14）。

ウ□日常生活を送るのが困難な避難者が今も多数存在

□PTSD症状として、侵入症状（フラッシュバック等）、回避症状（ストレス源を無意識的に避ける行動等）、過覚醒症状（神経過敏・

不眠等）などを抱えながらも、4割の避難者のうち約半数はなんとか日常生活を送れている可能性はある。

□しかし、K6：13点以上と判定された約2割の避難者は、抑うつ・不安状態が強いため、何らかの生活上の支障をきたしている恐れがある。

□さらにK6：17点以上の約1割の避難者は、今すぐにでも何らかの医療的対応が必要とされる重症な精神状態だと考えられる。

□実際に、本調査で『電話での相談を希望する』にチェックした者が24名、『復興支援員の訪問を希望する』にチェックした者が10名であり、氏名や住所・電話番号などの連絡先を明記してきた避難者が全体で108名であった。このチェック項目は、現在の生活で解決しがたい様々な苦悩を抱えている人たちのSOSだと考えられ、震災支援ネットワーク埼玉（SSN）では速やかな心理的・社会的・法的支援を開始している。516名の回答者のうち108名ということは、20％を超える人びとが何らかのSOSを挙げていることになり、気分・不安障害調査票（K6）で医療的なケアが必要と考えられる17点以上の者が約8％いたこととあわせて推定すると、アンケートに回答していない者も含めて首都圏避難者約1万2,000人（全国の避難者数は約3万1000人。復興庁2022年12月13日発表・同年11月1日現在の「全国の避難者数」参照）のうち、約8％とすると最低1,000人、約20％とすると2,400人が何らかの支援を必要としている危機的な状況であることが推測できる。

⑵□高いストレス状態の要因

ア□人為災害、その他の複合的要因

□国際的なストレス研究では、PTSD発症率は自然災害よりも人為災害□の方が高いことが明らかになっている。

□先行研究によると、PTSD症状が長期にわたって持続する理由として、人為災害の被害者に対する十分な救済が行われずに不透明な状況が長引いていることや、企業の法的責任が問われなかったこと、そして身体的な健康問題の増悪と生活全般の支障が持続していることが挙げられ、身体的・心理的・社会的・経済的な複合要因が指摘されている。

□これまでの調査のデータ分析においても、PTSD症状（IES-R）や抑うつ・不安障害（K6）に、次のような要因が関連していることが統計学的に明らかになっている。

□①健康状態、②経済状況、③就労状況、④住宅環境、⑤住宅支援の打ち切り、⑥原発賠償の状況、⑦帰還をめぐる状況、⑧ふるさと喪失、⑨原発再稼働状況、⑩相談者の不在、⑪避難先近隣関係の問題、⑫地元の人びととの関係の問題、⑬避難者に対する偏見・差別やいじめ、⑭家族関係の悪化である。これらの身体的・心理的・社会的・経済的な複合要因によって、高いストレス状態が長期にわたって続いているものと考えられる。

□本年度の調査においても、PTSD症状に統計学的に有意な影響を与えている因子を、付録図表No.15~17に示した。1.原発事故発生当初1週間死の恐怖を感じた（OR：2.13、p<0.005）、2.自身の津波被害（OR:7.47、p<0.001）、3.現在の経済状況の困難（OR:2.50、p<0.001）、4.コロナ禍による経済状況の悪化（OR:2.23、p<0.001）、5.現在の失業（OR:2.28、p<0.001）、6.住宅と環境の総合評価が低い（OR:2.07、p<0.001）、7.住宅提供または支援の打ち切りで困っている（OR:2.59、p<0.001）、8.原発賠償・補償問題に心配事がある（OR:4.53、p<0.001）、9.ふるさとを失ってつらい（OR:9.05、p<0.001）、

10.悩み・気がかり・困ったことを相談するひとがいない（OR:2.45，p<0.001）、11.原発事故の避難者・被災者・被害者であることによって“いやな経験”をした（OR:4.06，p<0.001）、12.原発事故前と比べて家族関係が悪くなった（OR:2.66，p<0.01）、13.地元の自治体（市区町村など）への不信感がある（OR:2.65，p<0.001）が見いだされた。ここでは、カイ二乗検定に基づくオッズ（Odds）比をORで示した。オッズ比の数値が高いほど、影響力が強いことを示す。

イ□**PTSD**症状の３大リスク要因

□特に、前述「ア」で示したカイ二乗検定で「PTSDの可能性」に有意に影響していた13項目のうち、どの因子が強く影響しているかを探るために、さらに多変量解析（多重ロジスティック回帰分析尤度比変数増減法）にて分析したところ、(1)賠償・補償問題の心配（OR:13.0　　，p<0.05）、(2)現在の失業（OR:6.35，p<0.05）、(3)避難者としてのいやな経験(OR:5.86，p<0.05)　、がPTSD症状の3大リスク要因であることが明らかとなった（付録図表No.18）。

□すなわち、(1)賠償・補償問題の心配がある者は、ない者と比較して13.0倍PTSDの可能性があるほどの高いストレス状態であった。同様に、(2)現在、失業している者は、失業していない者と比較して6.35倍高いストレス状態であり、(3)避難者としてのトラウマ体験があった者は、なかった者と比較して5.86倍高いストレス状態であった。例えば、賠償・補償の心配があり、かつ、現在、失業している者は、13.0×6.35=82.55倍、賠償・補償の心配があり、現在、失業しており、かつ、避難先でのトラウマ体験がある者は、13.0×6.35×5.86=483.74倍、これらがない者に比べ高いストレス状態にあるということであり、これらのリスク要因が複合的に存在する者は、複合的要因がない者と比較して、極めて高いストレス状態に置かれているということになる。

⑶□引き続く原発避難者の苦難を直視した継続的・実効的支援

□このように、原発事故から11年以上が経過し、間もなく12年になろうとしている現在もなお、原発避難者が深刻かつ危機的な状況に置かれ、その甚大な精神的苦痛が持続しており、2020年6月に要望した時から、状況は改善されていない。

□□□

□□□

イ 検診における身体的・精神的・社会的負担の軽減を求める

□これまでの福島県小児甲状腺がん検診では275名に甲状腺がんが発見されている（2020年6月発表）。政府の見解によると、この現象は原発事故とは直接的な関係がなく、「それまで検査をしていなかった方々に対して一気に調査を行うと無症状で無自覚な病気や有所見“正常とは異なる検査結果”が高い頻度で見つかる（首相官邸）」“スクリーニング効果”によるものであるとされてきた。しかし本調査では、この見解に36.4%の者が「納得できない」と回答した（付録図表No.22）。そして、「甲状腺がん検診における身体的・精神的・社会的負担を軽減させる施策やケアが必要」だと回答した者が65.3%であった（付録図表No.22）。

□甲状腺がん検診は、個人の健康把握と早期発見・早期治療、そして被ばくによる甲状腺がんの発生頻度を疫学的に明らかにする目的で原則的に全員を対象に行われてきた。しかしながら、現在では学校での等しい検診の機会が失われ、希望者のみの検診に変容してきている。検診の縮小の根拠とされている『過剰診断』学説（高野,2019）は科学的根拠があるとは言えず、一部の医学者が主張しているに過ぎない。本来、放射性物質降下による土壌汚染は福島県内にとどまったものではなく、ひろく東日本全域に及んだものであり、甲状腺がん検診も福島県民に限定して行われるべきものではなかったと考えられる。本調査に認められる市民の意見として、検診のエリアを福島県外で被ばくした可能性のある希望者にも無償で受けられる機会を提供すべきと考える。

□小児甲状腺がん検診のフォローアップは、現在のところ20歳までは2年ごと、20歳以降は25歳・30歳等の5年ごとに行われることになっているが、30歳以降の実施については明示されていない。30歳以降も定期的に検診を行っていくことを市民が求めていることを理解し、適切に対応していただきたい。

□『過剰診断』学説を唱える医学者は、「県民健康調査の甲状腺がん検診では、治療の必要のないがんだけでなく、結節やのう胞などがたくさん発見されてしまうために、検査を受けた子どもや家族が、病気の原因・経過・予後・治療に関する無用な“精神的負担”を被り、さらには診断や治療によって就労上や恋愛や結婚などのライフイベントにおける不利益といった“社会的な影響”を受ける」と主張している（医学会新聞、2021）。

□「精神的負担」に対しては、結節やのう胞などが発見された場合の医学情報の開示と必要十分な説明を行い、当事者と保護者の十分な納得が得られるように、インフォームド・コンセントを十分に確保する努力がなされ、さらに検査後及び検査と検査の間の心理的サポートを十分に行えば、精神的負担も大きく軽減されるものと考えられる。現状では、甲状腺エコー検査の画像など、診断根拠の開示が十分になされているとは言えない。一回一回、当事者家族が医療機関に診療情報の開示請求を行わなければ、検査の詳細な情報が得られない状況は、かえって不安を増長させている検査体制だと言える。検査情報を医療機関に秘匿せず、開示請求を必要とせずに、検査後すぐに情報のすべてを市民に開示し手渡すルールを作れば、大きく精神的負担が軽減されるものと考えられる。

□2022年1月27日に、原発事故後に小児甲状腺がんを患った事故当時6歳から16歳であった7名の若者が、東京電力ホールディングス株式会社を提訴した。3名は甲状腺片葉切除、4名が甲状腺全摘出手術を受け、4名はRAI（radioactive iodine: 放射性ヨウ素大量内服）治療を受けている。1名は極めて重症であり肺転移まで指摘されている。彼らは、大学を中退したり、就職した会社を退職したりせざるを得ない状況に追い込まれており、診断や治療によって得たライフイベントにおける不利益、すなわち「社会的な影響」は甚大である。彼らは、不必要な診断と治療を受けて不利益を被ったわけではない。診断と治療を受けることによって不利益を被るという社会の状況が問題なのであり、大学を辞めたり退職したりせずに済むような社会的サポートが必要とされているのである。「社会的な影響」が大きいからという理由をつけて、甲状腺がん検診そのものを縮小させる方針は本末転倒である。今後も、彼らが味わっているような苦悩を引き起こさないためにも、充実した検診システム、フォローアップシステム、心理社会的サポートシステムの構築が求

められている。

⑷ 生涯にわたった健康支援システムの早急な確立を求める

□先に述べたように、今回の調査（付録図表No.20）では、身体疾患のうち「持病の悪化」が認められた者が46.1%から52.4%に増加しており、「原発事故後に新たな疾患を患った」者が62.6%から63.6%になっており、健康状態の悪化が認められる。

□自由記述にも、以下のような回答が認められ、特にがん検診の充実と、がんを患った場合の医療保障が求められる。

□「夫はガンとのことで関連死に該当することなく終りました。多分ガン死亡の方達は、皆さん該当しなかったのかな? と思うと、とても辛く、あの避難での苦労、焦り等はわからないと思う」（70代女性、避難指示区域内、No.241）

□「被災者の人には癌になっている人が多く3回も手術している人も多い、私もだが」（60代男性、避難指示区域内、No.115）

□「震災から11年、避難（9ヵ所）学校（転入転校3回）再就職にと本当に大変でした。心配な事は、子供達が将来、何かしら病気などの健康被害が出ないかという事。また私自身も2年前にガンが見つかり、震災から10年経過しても色々不安や心配が必ずある。気が晴れる事は震災から一度もない」（40代女性、避難指示解除区域、No.395）

4 経済的困難に対する支援：失業、住宅支援の打ち切り、不十分な賠償・補償問題への対応

⑴ 多くの避難者が経済的困難を抱えている

□『現在の経済状況』について、2020年調査では、「とても困っている」が12.2%、「少し困っている」が31.6%、あわせて4割以上が経済的困難な状況であった。今回の2022年調査においても、「とても困っている」が9.7%、「少し困っている」が34.1%で、あわせて4割以上の人びとが経済的困難を示しており（付録図表No.24）、避難者の多くが経済的困難を抱える状況が続いている。

□コロナ禍で実施した2022年調査では、「あなたの世帯の経済状況は、2020年以降のコロナ禍の影響を受けて悪化しましたか」という新たな質問項目を追加した。その回答では、「とても悪化した」が8.5%、「少し悪化した」が32.4%であり、あわせて約4割の人びとがコロナ禍の影響を受けて経済状況が悪化している状況が確認できた（付録図表No.24）。

□経済的困窮に影響している要因を分析すると、「現在の失業」（OR:2.32，p<0.001）、「賠償・補償の問題」（OR:6.24，p<0.001）、「住宅支援の打ち切りによる困難」（OR:7.80，p<0.001）、「コロナ禍による影響」（OR:8.22，p<0.001）が大きく影響していることが統計学的に明らかにされた（オッズ比ORは、カイ二乗検定による）。

□避難者は、原発事故により国内強制移動を余儀なくされ、避難前の住居からの移動を強いられ、居住地における仕事を喪失し、不十分な賠償・補償ゆえに経済的に不安定な状態におかれる中で住宅支援も打ち切られ、コロナ禍の到来が追い打ちをかけ、経済的な困窮へと追い込まれている状況がある。

□自由記述欄にも、以下のような回答が認められた。

□「コロナ問題と原発避難の二重苦に悩まされている。とても苦しい」（64歳男性、避難指示解除区域、No.429）

□「コロナで仕事を失ったけれど、同居家族に収入や年金がある為、都営住宅にも入れないし、国や都の援助もうけられず、他でお金を借りて生活しているので借金ばかりふえて、もう借りれる場所もなくなりそう」（62歳男性、避難指示区域外、No.10）

□「町会の人たちから無視されている。コロナで生活困難である」（62歳男性、避難指示区域外、No.7）

⑵□「現在の失業」に対する支援

ア□極めて高い失業者の割合

□経済的困窮に影響する要因の1つである「現在の失業」については、2020年調査では、36.5%が「失業中（定年退職は除く）」と回答し、失業理由として、自営業を再開できない（失業中の者に占める割合15.1%）、年齢の条件が合わない（同11.0%）、病気を患っている（同11.0%）、働く意欲がわかない（同9.6%）」などの回答が多く認められたことなどから、私たちは、前回の要望書において、国に対し、実効的な就労支援策の実施などを要請した。

□しかし、2022年調査においても、『原発事故をきっかけに失業した』者が49.2%おり、そのうち『現在失業中（定年退職は除く）』（付録図表No.25）と回答した者は34.5%に及び、前回の36.5%と比較して状況の改善はみられない。現在失業中の者は、避難者の**16.9%**（**49.2%×34.5%**）であり、日本の完全失業率が2.6%（2022年平均）であるのと比較すると、極めて高い数値となっている。2022年調査の現在の失業理由をみても、自営業を再開できない（現在失業中の者に占める割合16.3%）、病気を患っている（同14.0%）、年齢の条件が合わない（同12.4%）、働く意欲がわかない（同5.6%）、子育てをしている(同5.1%)などの回答が認められ、前回と同様の状況が続いており、避難先での就業が困難な状況に対し、有効な対策が講じられないままとなっているといわざるを得ない（付録図表No.26）。

□震災支援ネットワーク埼玉（SSN）の日頃の活動によるヒアリングでも、福島の地元で何十年も続けてきた生業が絶たれたり、特に40代・50代の働き盛りの男性が避難先で新たな仕事を得られなかったりする例が目立っている。正社員としての採用がなく、警備員・清掃員・倉庫の仕分け作業など、これまでの仕事のキャリアが全く活かされない職にしか就けていない実態がみられる。

イ□避難先における実効的な就労支援

□失業は、収入の減少による経済的困難を招来するだけでなく、生きがいの喪失にもつながる。前述のとおり、現在、失業している者は、失業していない者と比較して6.35倍高いストレス状態にあり、現在の失業は、PTSD症状の3大リスク要因の1つとなっている。逆に、就労は、経済的状況を改善し、仕事を通して自己を実現し他者のためになっているという実感を醸成し、自己肯定感を高め、ストレスの軽減に大きく寄与する。

□まずは、避難者の失業の実態を調査し、従前の就労支援策の問題点を検証の上、避難先において、従前のキャリアを活かした仕事への就労支援、それが困難な場合でも、新たな職種への就労が可能となるよう、無料の職業教育や、専門学校・大学等で無料で学び直しができるよう必要な費用を補助するなど、実効的な就労支援の提供を要望する。

□また、避難前、福島県内において農業を営んでいた避難者も多いことから、経済的支援のみならず生きがい創出の観点から、田畑の無料

貸与（賃貸料を県や自治体が負担）を行うことを求める。

⑶　住宅支援の打切り撤回と住宅支援の再開等

□前述のとおり、「住宅支援の打ち切りによる困難」が経済的困窮に影響している。

ア　住宅支援打ち切りの状況

□住宅支援の打ち切りについては、まず、避難指示区域外の住民に対する借り上げ住宅等の提供が2017年3月で打ち切られた。2019年3月には、避難区域であった南相馬市、浪江町、川俣町、葛尾村、飯舘村からの避難者約2,200世帯の仮設住宅・借り上げ住宅の提供が打ち切られた。さらに、2020年3月には、双葉町と大熊町を除く帰還困難区域からの避難者2,700世帯への住宅提供も打ち切られてしまった。

□イ　住宅支援の打ち切りに困っている避難者が多く、経済的・精神的に追い詰められていること

□2020年調査では「借家－借り上げ住宅」に居住していた者が14.4％であった。これに対し、2022年調査では「借家－借り上げ住宅」に居住している者が2.7％へと顕著に減少し、「借家－民間の賃貸」が12.8％となっており、「借り上げ住宅」に居住していた者の多くが、現在は「民間の賃貸」住宅に転居せざるを得なかったことを示している（付録図表No.27）。

□本調査では、『原発事故前の住宅』について質問しているが、そこでは80.4％の世帯が「持ち家」であった。しかし、現在の「持ち家」率は66.8％であり、13.5％の人びとが家を失ったことがわかる。これは、家族が離れ離れに避難生活を送らなければならない世帯分離によるものと、原発事故後に新しい持ち家の取得が困難な世帯が増加した可能性を示している。本調査の回答者は約4割が「すでに移住した」（付録図表No.57）と回答しているが、借り上げ仮設住宅に生活している時期に別々の生活拠点をもって生活を始めた分離世帯は、簡単に自宅を建造したからといって同居できるわけではない。また、「避難を継続中」（付録図表No.57）と回答した約5割の世帯は、将来、帰還する可能性や移住する可能性があり、現在のところ安心して定住できるような状態とは言えない。

□『住宅支援の打ち切りについて』「とても困っている」が20.2％、「少し困っている」が24.4％であり、あわせて44.6％もの者が住宅支援の打ち切りで困っていると回答している（付録図表No.28）。

□上記のとおり、『住宅支援の打ち切りによる困難』が「ある」と回答した者は、「ない」と回答した者と比較すると、打ち切りによる困難が「ある」と回答した者の方が、経済的な苦しさを訴える者が7.8倍も多く、また、PTSDの可能性がある者が2.59倍も多い。『現在の経済状況の困難』が「ある」と回答した者は「ない」と回答した者に比べPTSDの可能性がある者が2.50倍に上ることなども考慮すると、住宅支援の打ち切りによって、多くの避難者が経済的にも精神的にも追い詰められている状況にある。

ウ　打ち切り後の状況調査と住宅支援の再開等

□まずは、住宅支援を打ち切られた後の生活状況等を調査し、実情を踏まえた適切な支援策の実行が必要である。

□特に、住宅支援の打ち切りについては、打ち切り方針を撤回し、住宅支援施策を再開すべきであり、また、打ち切り施策を前提とした福島県による避難者に対する立退き訴訟は、明らかに「非人道的」であるから、直ちに中止すべきである。国連の国内避難民人権特別報告者のセシリア・ヒメネス・ダマリー氏も、調査終了報告書において、「政府は、特に脆弱な立場にあるIDPs（国内避難民）に対して移住

□□□

が28.3%、「避難の移動費用」が27.5%、「住宅確保損害（宅地・住宅）」が27.5%、「避難中の宿泊・謝礼・賃料」が25.8%であった（付録図表No.31）。

□原発事故後11年が経過しても、損害賠償請求が一部しかできていない者が4人に1人も存在するという事実は、原発事故によって強制移動をさせられ、心身の不調を抱えた者や高齢者も多い避難者に、各自の自己責任で損害賠償の請求手続をさせるという制度設計が、そもそも不合理であったことを示しており、以下の自由記述にもみられるような賠償格差を生む要因にもなっている。

□「人によって、損害賠償が違っているのは納得いかない。言った者勝ちになっている」（60代男性、避難指示解除区域、No.422）

□そこで、国に対し、住民登録、東京電力からの情報開示、避難者への聴き取り調査等により、損害賠償未請求の状況を把握し、被災者の請求を前提とせず、漏れなく損害を填補する方策を講じることを求める。

イ□ふるさと喪失・変容慰謝料の抜本的拡大

□賠償・補償の問題に関連して、『地元を失った気持ちの強さ』についての質問に対し、「とてもつらい」と回答した者は、2020年調査で44.6%、2022年調査で39.3%、「つらい」と回答した者が2020年調査では26.8%、2022年調査では29.5%であり（付録図表No.32）、あわせて約7割の方たちが、ふるさと喪失に苦悩している。

□『地元（ふるさと）で失われたと感じるもの』について尋ねたところ、「家」が72.1%、「知人・友人の交友関係」が66.7%、「家財」が64.9%、「近隣関係」が59.9%、「生活の場」が48.8%、「自然・風土」が46.3%、「土地」が44.2%、「生きがい」が43.0%、「先祖代々住んできた地域」が39.7%、「人生」が39.1%、「家族関係」が37.8%、「仕事」が33.9%、「地域の文化・伝統」が31.2%、「農地」が27.9%、「将来の夢」が26.6%、「墓地」が25.6%、「山林」が23.4%などの回答が得られた（付録図表No.33）。

□自由記述欄にも、以下のような回答が認められた。

□「原発事故がなかったら放射能も広がらず津波の後片付けで今頃はきれいに元の自然になっていると思う」（性別・年代不明、避難解除区域、No.192）

□「*10*年経過しても、精神的な問題は解決されていません。生まれてずっと住んでいた場所は原発事故によってうばわれました」（50代女性、避難指示解除区域、No.360）

□「故郷が懐かしく、山も海もあり緑いっぱいの田んぼのある故郷に、のんびり暮らして過ごしたいと常に思い出します」（80代歳女性、避難指示区域内、No.223）

□「現行の賠償指針は事故後早い時期に定められたもので、時間の経過や復興の状況等による見直しがなされていない。－中略－現実は解除されても簡単には復興できない避難が長期化している。」（60代男性、避難指示解除区域、No.157）

□原発事故により、人と人との結びつき、人と自然との関係性が解体され、人間が日々年々の営みを通じてつくりあげてきた家屋、農地などの私的資産、各種インフラなどの基礎的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源など、人びとは、日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件を奪われ、他に代えがたい固有の価値を持っていた地域の価値を奪われたものといえる（除本、2022）。

□この点は、区域外避難者も同様であり、私たちの2015年調査では、600名を超える区域外避難者の回答があり、分析の結果、区域外避難者は区域内避難者と同等の「ふるさと喪失感」を抱いていることが明らかになっている（辻内、2016）。さらに、避難指示が解除され既に帰還できたとしても、元の地域にあった生産・生活の諸条件は著しく変貌しており、人間活動の蓄積と成果の喪失、社会関係の破壊の不可逆性、生活経済と密着した自然環境の破壊の不可逆性は明らかである。

□セシリア・ヒメネス・ダマリー氏の調査終了報告書においても、「IDPs（避難民）は、強制避難か自主避難かを問わず全員が国内避難民であり、…実際に支援や援助を受ける上での強制避難や自主避難の区別は取り除くべきである。人道的な保護や支援は権利やニーズに基づくべきであり、国際人権法に基づかないステータスを基にした区別で決めてはならない。」としている。

□自由記述欄には、賠償格差の是正を求める、以下のような回答が認められた。

□「*10*年経過しても、精神的な問題は解決されていません。生まれてずっと住んでいた場所は原発事故によってうばわれました。同じ原発被害者にもかかわらず、双葉、大熊の住民との賠償格差は納得できません。私達にもふるさと喪失賠償をすべきだと思います」（50代女性、避難指示解除区域、No.360）

□「家屋などの賠償は*100*%~*75*%が区域区分で定められていたり、精神賠償にも差がつけられている。しかし、現実は（避難指示）解除されても簡単に復興はできない」（60代男性、避難指示解除区域、No.157）

□「帰還*(*困難*)*区域と違って賠償金が違うこと、一本の線で区域を決めることでなく町全体の線量測定できめてほしい」（50代男性、避難指示解除区域、No.433）

□そこで、区域外避難者及び避難指示解除後に帰還できた者等に対しても、「日常生活と生業を営むために必要なあらゆる条件を奪われ、他に代えがたい固有の価値を持っていた地域の価値を奪われた」ことなど、ふるさと喪失・変容の内実を正しく捉えた十分な賠償を行うことを求める。

□2022年12月20日に公表された中間指針第5次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）は、「生活基盤喪失・変容による精神的損額」項目を明示したことは評価できる。しかし、帰還困難区域等につき生活基盤喪失慰謝料1人700万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域について生活基盤変容慰謝料1人250万円、緊急時避難準備区域について生活基盤変容慰謝料1人50万円を目安とするにとどまっており、不可逆的かつ代替不能な絶対的損失であるふるさと喪失・変容の実相を的確に捉えたものとはいえず、区域外避難者等も除外されており対象が狭く、賠償額としても低額にすぎるといわざるを得ず、不可逆的かつ代替不能な絶対的損失であるふるさと喪失・変容の実相を的確に捉えたものとはいえないことから、対象者及び賠償水準の抜本的拡大を求める。

ウ□責任の所在の明確化による苦痛の軽減、不十分な賠償水準の底上げ

□支払われた賠償額については、「不十分な額だ」との回答が、2020年調査では57.5%、2022年調査では47.7%である（付録図表No.34）。これまでに賠償の対象となっていなかった人びとも含めて回答できるように設けた『今後どのような損害賠償が認められるべきだと考えますか』という質問に対する回答は、「精神的慰謝料」56.8%、「ふるさと喪失慰謝料適応範囲の拡大」46.7%、「医療費」40.1%、「生活費増加分」30.6%、「家賃補助の継続・再開」21.3%、「財物損害」21.1%、「就労不能損害」14.0%、「営業損害」11.4%、「その他」11.8%であった（付録図表No.35）。

□□□

□本調査で使用した孤独感を測定する国際標準として使用されている20項目からなる『日本語版UCLA孤独感尺度』（付録図表No.38）を使用した。UCLA孤独感尺度（University of California, Los Angeles Loneliness Scale）は、1978年にRussellが開発した自記式孤独感尺度である。日本語版は1996年に開発された第3版をもとに、舛田ら（2012）によって作成され信頼性と妥当性が確認されている。尺度は全20項目からなり、日頃どのくらいの頻度で感じているかを「1. 決してない」、「2. ほとんどない」、「3. 時々ある」、「4. 常にある」の4件法で尋ねており、最低点20点から最高点80点となり、得点が高いほど孤独感が強いことを意味し、「28点未満」は孤独感が低く、「44点以上」は孤独感が高いとされている（舛田ら、2012）。本調査の結果は、平均が47.13点であり、孤独感が高い状況が示された。

□先行研究と比較すると、A政令市B行政区在住65歳以上の、一般の地域在住高齢者1,000名を対象とした日本の調査では平均が42.2点であったと報告されている（舛田ら、2012）。ソーシャルサポートを受けやすい環境にある（比較的健康な）、近畿圏A市のシニアカレッジに通う50歳以上の男女326名の調査では、平均38.47±9.67点であった（豊島ら、2013）。同様に、新興住宅地に住み、自治型福祉NPO団体に所属する平均年齢81.7歳の主に後期高齢者108名を対象にした調査では、平均34.3点であった（根来、2021）。

□一方、高齢者を在宅で介護している65歳以上の介護者313名を対象にした調査では、全体の平均は38.8点であったが、そのなかでも、地域活動に参加していない群の平均は41.1点、家族の支援に不満足な群は45.1点、近隣の支援に不満足な群は43.2点、相談できる専門職がいない群は48.8点と高値を示した（永井ら、2016）。

□これらの先行研究と比較すると、本調査の結果平均47.13点から、原発事故被害者の孤独感がとても高いと判断できる。

イ□避難先地域における孤立

□『現在居住する地域の友人知人との付き合い』（付録図表No.39）に□関しては、2020年調査で、「まったくない」が14.9%、「滅多にない」が23.0%であった。2022年調査では「まったくない」が15.1%、「滅多にない」が23.8%でほぼ変わりなく、あわせて約4割の人びとが、避難先での人間関係の構築に困難を抱えている。

□2020年調査では、『自分が独りだと感じることがありますか』という設問には、「とてもそう思う」が13.7%、「ややそう思う」が25.3%で、あわせて約4割の避難者が孤独感を抱えており、また、『ご自分の家庭が近所から孤立していると感じますか』という設問には、「とてもそう思う」が5.6%、「ややそう思う」が17.2%と2割以上の家庭が孤立感を抱えていることが判明した。

□2022年調査では、2020年と多少設問文が異なるものの、『自分はひとりぼっちだと感じることがありますか』（付録図表No.40）という設問に対して「常にある」が6.6%、「ときどきある」が30.4%であり、また『自分は他の人たちから孤立していると感じることはありますか』（付録図表No.40）に対しては「常にある」が8.1%、「ときどきある」が31.0%と4割近くの避難者が孤独感・孤立感を感じていることがわかった。

ウ□相談者の不在

□このような社会的孤立に対する相談者の不在が明らかになった。□UCLA孤独感尺度の先行研究において、家族や近隣の支援が行き届いていない群よりも、さらに相談できる専門職がいない群が48.8点という高い孤独感を示していたことが明らかになっている。

□本調査では、『あなたは、悩み・気がかり・困ったことを、どなたかに相談できていますか』（付録図表No.41）という設問に対して、「いいえ」と回答した人、すなわち「相談者がいない」人が33.7%であることも判明した。“悩み・気がかり・困ったことを相談するひとがいない”人は、“いる”人と比較して、PTSDの可能性が2.45倍高いことも示されている。相談者の不在は、地域社会での孤立を深めていることが予測される。

エ□専門家による多領域協働支援の構築と復興支援員の活動継続・拡大を

□これまでに述べてきたように、原発避難者には、①健康状態、②経済状況、③就労状況、④住宅環境、⑤住宅支援の打ち切り、⑥原発賠償の状況、⑦帰還をめぐる状況、⑧ふるさと喪失、⑨原発再稼働状況、⑩相談者の不在、⑪避難先近隣関係の問題、⑫地元の人びととの関係の問題、⑬避難者に対する偏見・差別やいじめ、⑭家族関係の悪化、といった身体的・心理的・社会的・経済的な複合要因が絡み合っている状況が認められる。

□従来の支援は、健康面の相談に対しては保健師・看護師・医師、心理面での相談に対しては臨床心理士・公認心理士（カウンセラー）、社会面・経済面の相談に対しては社会福祉士（ソーシャルワーカー）と、法的な問題に対しては法テラス等というように、領域別の対応が主であった。しかし、原発事故避難における現実的な問題は、上記の①～⑭が個人に混在しているため、領域別では対応しきれないことが理解できるであろう。

□震災支援ネットワーク埼玉（SSN）を含む、原発避難者支援団体の多くは、複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを1ヵ所でまとめて提供するワンストップサービス「なんでも相談」の構築を目指して努力してきた。医療者・臨床心理士・社会福祉士・司法書士・弁護士による協働支援体制である。高齢者介護の領域では、現在、「地域包括支援センター」がその役割を担っており、2005年の介護保険制度の見直しに伴って整備され、人口2~3万人に1か所、または中学校区を目安に設置されている。この地域包括支援センターに準じた、災害被災者支援センターの整備が必要だと考えられる。

□原発避難者を含む東日本大震災後の被災者の複合的問題に対応できる公的機関としては、総務省が2012年に設置した「復興支援員」制度が挙げられるだろう。復興支援員は、被災者の見守りやケア、地域おこし活動などの復興に伴う地域協力活動を通じて、コミュニティ再構築を図る目的で作られた。この復興支援員は、被災地方公共団体である9県227市町村を実施主体としており、第2期復興・再生期間である令和3（2021）年から令和7（2025）年までとなっている。2021年の総務省では、岩手県・宮城県・福島県の3県17市町村で199名の復興支援員がいることが公表されている。その内訳は、福島県の県事業で70名、相馬市4名、田村市7名、南相馬市9名、楢葉町4名、富岡町8名、大熊町2名、双葉町10名、浪江町11名、葛尾村5名、新地町3名である。それぞれの自治体によって、活動内容は異なるが、避難先での交流会の運営など町民同士のつながりをサポートする活動は共通している。現行の活動は、それぞれにとても意義深いものではあり、2025年（残り2年）で打ち切りをせずに、さらに20~30年の継続が強く求められる。

□なぜならば、本調査でも明らかになったように、原発避難者の社会的孤立は2022年時点でも依然として深刻だからである。復興支援員等が主催している各地の交流会に参加できている避難者に対しては、現行の仕組みである程度のサポートが可能であろう。UCLA孤独感尺度の先行研究で紹介したように、シニアカレッジや自治型福祉NPO法人に参加している人びとの孤独感が低いことが確認されているように、交流会を継続させられる予算の確保が強く求められる。また、交流会に参加できない避難者への支援が大きな課題であろう。復興支援員を配置している自治体の中で、富岡町は県外避難者への個別訪問に力を入れてきた。関東近辺だけでなく全国各地に散らばって避難している一人ひとりの自宅への訪問を8名で行っていくことは至難の業であった。福祉や精神医療の領域でも、現在はアウトリーチ（個別訪問）の重要性が指摘されており、社会的孤立者を発見し、適切な社会資源につなげるためにアウトリーチは不可欠な活動である。孤独死

□□□

□□□

中である」が5.8%存在した（付録図表No.46）。避難を経験した97世帯の避難期間の内訳は、「約11年」と現在も継続している世帯が最も多く18.6%、「約2年」が12.4%、「約1ヶ月」が9.3%、「約3ヶ月」が9.3%であった（付録図表No.47）。『母子避難または父子避難中の苦労』の内訳は、「経済的に苦しかった」が41.2%、「精神的に不安定になった」が38.1%、「孤独を感じた」が26.8%、「相談相手がいなかった」が20.6%、「子育てに苦労した」が18.6%、「夫婦の関係性が悪化した」が18.6%であった（付録図表No.48）。

□原発事故は、特に放射線の影響を強く受ける子ども守るために長距離避難せざるを得ない状況を作り出した。就業などの経済的理由から、世帯分離せざるを得ない状況は、その後の家族の人間関係に大きな影響を与えたものと考えられる。

□『ご家族との関係は、原発事故前と比べてどのように変化したと感じますか』という質問に対する回答は、「変わらない」が最も多く63.7%であったが、「良くなった」6.6%、「やや良くなった」7.4%であり、「悪くなった」5.6%、「やや悪くなった」16.8%であった（付録図表No.49）。良くなったのが合計14.0%であるのに対し、悪くなった方が合計22.4%と多かった。冒頭にも述べたように、家族関係が悪化した者は、悪化していない者と比べて2.66倍有意にPTSDの可能性が高かった（付録図表No.17）。

オ□親族との人間関係の喪失

□さらに、『現在の親戚・親類との付き合い』（付録図表No.50）に関しても、「まったくない」が2020年調査では6.6%、2022年調査では9.5%、「滅多にない」が2020年調査では26.3%、2022年調査では29.7%であり、あわせて3~4割の人びとが、親族との人間関係を保てていないことが示されている。避難先の人間関係だけでなく、地元や親族との人間関係の維持が、原発事故による避難生活では極めて困難な状況が確認できる。全国各地に各世帯がバラバラに避難を強いられたこと、遠距離の避難であること、長期にわたる避難であることなどが津波や地震による避難とは質が異なると考えられる。

□自由記述欄にも、以下のような回答が認められた。

□「両親と離れて暮らすことになったので、介護や日々の生活、お墓など将来的な不安」（30代男性、避難指示区域外、No.494）

□「関西に避難してすぐに母がエコノミー症候群にて入院、三度目の転院先にて死亡。*49*日後遺骨を抱き福島に転居、間もなく夫が体調崩して県立医大に入院（ガンで死亡）－中略－今は学校、家庭、仕事等の都合でたった*6*人の家族が*4*世帯に別れて生活している」（70代女性、避難指示区域内、No.241）

□「母の名義になっていたので弟妹と賠償の分配でもめている」（70代男性、避難指示区域内、No.446）

□「避難する時に挨拶に行った本家で『国が大丈夫って言ってるのにお前は頭がおかしい! 』『故郷を捨てるのか? 親を捨てるのか? 』等と散々なじられ怒鳴られたことがトラウマになり、今でも親戚や避難元の友人には原発避難とは言えてません。そのせいで親戚や友人とは付き合えなくなりました」（50代女性、避難指示区域外、No.68web）

□「孫が、都会の学校に馴染めずとても苦労し、友達もできず－中略－自営業で息子も一緒に働いていましたが－中略－別の職業に就いてしまいました。*3.11*がなかったら、家族仲良く、隣に気兼ねもなく暮らせたのに、人生狂ってしまいました」（80代歳女性、避難指示区域内、No.223）

カ 離婚

本調査では、『現在の婚姻状況』（付録図表No.51）について確認したところ、「未婚」9.5%、「婚姻中」54.5%、「別居」2.5%、「離婚」7.8%、「死別」16.3%、であった。原発事故を原因とした離婚については、これまでにも多数事例報告は認められてきたが、調査データは存在しない。厚生労働省が公表している「人口動態統計月報年計（概数）の概況」によると、2021年の1年間における婚姻件数が約50万組であるのに対して、離婚件数は約18万件だとされている。この結果を受けて算出された人口1000人に対する離婚率は1.50とされている。単純な比較ができないものの、本調査の回答者のうち約8%の避難者が離婚を経験している数値を1000人に対する離婚率に換算すると80人となる。今後さらなる調査が求められるだろう。

セシリア・ヒメネス・ダマリー氏の調査終了報告書においても、「家族生活に関する権利は、社会における安定を提供するための公私を問わず不可欠な基本的権利だ」と述べている。また「IDPsの間では、安全のために母子避難の選択がされ、一方で従来の世帯主（夫）は収入確保のために被災地に残った。残念ながらこの状況は二つの世帯を管理することを余儀なくし、同時に経済的困難を作り出し、IDPsの中で高い離婚率を生み出している」と述べている。本調査は、ダマリー氏の見解を支持する結果を導きだしている。

離婚については、下記のような自由記述が認められた。

「震災が原因でむごい離婚をした。男の力になってくれる腕の良い弁護士を知りたい」（50代男性、避難指示区域内、No.400）

「離婚をしたので、これからの生活や教育の面でお金の心配がある。自分の老後も見通せない。子どもが独立したら、野垂れ死にするしかないと思うことがある」（50代女性、避難指示区域外、No.492）

「息子夫婦が離婚したため、孫の面倒をみるのに、どこへも移動出来ず、仕方なく現在のところへ住居を建てました。しかし、浜通りと気候や環境が違う為になじまれません。東電からの住居確保にかかる費用の内、残っている金額を自由に使われる様にしてもらえれば、別のところへ移りたいです」（70代男性、避難解除区域、No.353）

キ 地元の人間関係の喪失

また、『原発事故前からの地元の知人友人との付き合い』（付録図表No.51）は、「まったくない」が2020年調査では13.2%、2022年調査では19.8%であり、「滅多にない」が2020年調査では37.3%、2022年調査では34.9%であった。あわせて約5割の人びとが、福島の地元の人間関係を喪失していることがわかる。この結果は、「ふるさと喪失」の中でも重要な、人と人との結びつきを失ったことも意味していると考えられる。

自由記述にも次のような回答が認められた。

「故郷が津波による立ち入り禁止になっているので帰ることできず、部落の人達にも逢えずどこに避難しているかもわからず、本当にさびしい思いをしております。もし今逢っても話がかみ合わないと思う」（性別・年代不明、避難解除区域、No.192）

ク 家族関係の維持、コミュニティ育成サポートの継続と強化を

上記のとおり、避難者は、家族との関係、親族との関係、そして地元地域の人びととの関係といった、強い絆で互いに支え合っていたふるさとのコミュニティの繋がりを喪失し、避難先で希薄化した人間関係のもとで生活せざるを得ない状況に置かれており、原発事故が引き

□□□

（r=0.285、p<0.001）、「経済的困難」（r=0.236、p<0.001）、「ふるさと喪失感」（r=0.201、p<0.001）。「福島県への不信感」と関連のある項目として、次のような項目に弱い正の相関が認められた。「経済的困難」（r=0.221、p<0.001）、「不十分な賠償金」（r=0.248、p<0.001）。「避難先の自治体への不信感」と弱い正の相関が認められたのは「避難者・被災者・被害者であることによるいやな経験」（r=0.232、p<0.001）であった。なお、地元の自治体への不信感に関連のある項目は発見できなかった。

□原発事故に対する不十分な賠償金、原発事故による経済的困難は、国や福島県に対する不信感と関連しており、これらはPTSDの可能性があるほどのストレス状態に繋がっている可能性が見いだされた。原発事故被害者への救済が不十分であるばかりでなく、原発再稼働や新原発増設などの政府の方針を鑑みるに、原発事故の教訓を改めて認識し直す必要があると言える。

□自由記述欄にも、以下のような回答が認められた。

□「県も町も国の方針に従うとか、国の出方を見ているだけで独自の工夫があまり感じられない。本当に復興と考えるなら、国を待っていないで本気で独自の政策を早く進めて欲しい気持ちがある」（50代男性、避難指示区域内、No.495）

□「国県町は新しい町づくりはするが、元の住民の事は何もしない」（60代男性、避難指示区域内、No.214）

□「県も市町村も国のいいなりになってかんたんにあやつり人形の状態。ふるさとを捨てさせる状態にしておいて、市町村、及び県外に住んで居る人達には、塩対応。町民代表の人達（議員）は何をしている」（70代男性、避難指示区域内、No.329）

□「福島県と福島県人の味方になれ。福島は全部が被害を受けたのだ。被害者、被害県であることを自覚しているとはとても思えない、今の県、市町村のしていることは。福島県として国と東電に完全に賠償をさせなさい、県と県民に対して」（60代男性、避難指示区域外、No.88web）

□「寄り添うのではなく、実のある支援をしてほしい。県民を苛める福島県の鬼のような対応は、国の意向を受けてなのだろうか? 日本国憲法に有るように生存権とか、幸福を求める権利、子どもを安全なところで教育受けさせる権利を守ってほしい」（50代男性、避難指示区域外、No.81web）

□「福島県と福島県内市町村自治体が、国のいうことを聞くだけなのは情けないと思う。今の彼らは国の犬だ。自治体とは何なのかと疑問に思う。地元を一番知る自治体がもっと国に意見するべきだと思う」（50代女性、避難指示区域外、No.87web）

6□地元不動産の固定資産税負担等への適切な対応

□『地元に所有する不動産の心配』として、2020年調査では61.9%、2022年調査では59.9%が「心配事がある」と回答しており、6割もの避難者が不安を抱えている（付録図表No.55）。その理由として、「固定資産税の問題」が最も多く、2020年調査の約35%から2022年調査では68.0%へと急増しており、「相続の問題」をあげる者も46.3%と多く、「登記の問題」をあげる者も2020年の約15%から2022年には25.2%へと増加している（付録図表No.55）。

□背景には、避難指示が出された地域については固定資産税が2分の1免除されていたが（帰還困難区域は全額免除）、避難指示解除から3年間で終了し、その後、浪江町など自治体独自で行っていた減免措置も終了したこと、原発事故により住宅を解体した後の更地につい

て、住宅の立つ土地並みに固定資産税を減額する特例が2021年度末で終了し、解体後の宅地の固定資産税評価額が最大6倍近くになること、原発事故から11年以上が経過する中で避難者死亡による相続が増加してきており、相続により固定資産税負担が相続人に引き継がれることなどがあると考えられる。

□避難指示区域内の被災者も、自由記述において、納税の不安を記述している。

□「他県に永久移住し税金を納めますが、帰還困難区域にある家の税金が全額支払する様に成るのか心配です。免除してほしいです。検討してください」（80代男性、避難指示区域内、No.124）

□「売却希望者には、東京電力及び国が、責任を持って買い取るべき。－中略－今後、帰還困難区域が解除になっても、固定資産税は支払えない。（原発事故から*10*年、だんだん必要のない土地になっている）」（60代男性、避難指示区域内、No.325）

□「除染がいつになるのか、はたしてできるのかもわかっていません。今でももう戻る体力が有りません。－中略－又、自分が死ねば、妻や子供が相続するのも苦労ばかりだと思うので、生きている間に、国・県・町が買い上げてもらって心配なく死にたいと思っています」（80代男性、避難指示区域内、No.445）

□避難指示が解除された区域の住民の以下のような自由記述がある。

□「これから先、住む予定のない浪江町の土地（家屋は解体済）にかかる固定資産税を払い続けないといけない」（60代男性、避難指示解除区域、No.496）

□「帰還するつもりはありません。新しい生活が始まっています。元の家の土地の管理や、税金などが不安です」（60代男性、避難指示解除区域、No.267）

□「移住するにしても、富岡に残った土地はどうするのか、町や県が買取るのか？固定資産税を払い続けるのか？」（60代男性、避難指示解除区域、No.390）

□「今でも線量が高いのに住むことが出来ない土地に固定資産税を支払するのはおかしい」（50代男性、避難指示解除区域、No.433）

□「移住を決め、地元に残した土地の処分に大変困っている」（60代男性、避難指示解除区域、No.398）

□□震災支援ネットワークの電話相談でも、自宅の家を解体したことによって固定資産税額が上がり、しかも実質的に住めない土地の固定資産税を子々孫々代々にわたって支払い続けなければならない理不尽な状況に対する多数の訴えがあったことから、2020年の申入れにおいて、移住を決意し不動産を放棄したい世帯に対する国や県による買取り制度の創設、固定資産税の永続的な免除等を求めたが、対策は講じられないままである。

□これまで述べてきたとおり、避難生活で仕事を喪失する等して経済困難を抱え、精神的にも高いストレス状態にある者が少なくないところ、地元に残る「負の遺産」の税負担が重なることによる避難者の経済的・精神的負担は看過できるものではない。

そこで、改めて、地元不動産を所有することに起因して避難者の困難が続くことのないよう、国や県による買取り制度の創設、固定資産税

の免除措置等の施策を講ずることを求める。

7 長期避難を継続する権利の実質的保障、当事者参加の独立機関の設置と支援プログラムの策定

⑴ 避難継続、移住及び帰還に関する避難者の意向

ア 避難継続・移住・帰還に関する意向が多様で流動的であること

調査対象である首都圏避難者のうち、「避難を継続中」が2020年調査では67.5%であったのが2022年調査では51.7%と若干減少している。「すでに移住した」と回答した者は、2020年が31.2%で、2022年が41.9%と3割から4割に増加している（付録図表No.57）。

また、2022年調査の『避難指示解除後の世帯の方針』の質問に対し、「当面は避難を続ける」が23.8%、「移住する」が39.5%、「決めていない」が24.4%であった（付録図表No.57）。この結果は、約4分の1の世帯が避難継続を希望しており、約4分の1の世帯がまだ決めておらず、今後、避難継続・移住・帰還に関して流動的であることを意味している。

『地元（ふるさと）に帰りたい気持ちの強さ』について質問したところ、「どちらとも言えない」が42.8%と最も多かった。「帰りたくない」26.9%、「絶対に帰りたくない」5.2%を合計した帰還したくない人の割合が32.1%であり、「絶対に帰りたい」4.7%、「帰りたい」15.5%を合計した帰還したいと考えている人の割合が20.2%であった（付録図表No.58）。

『避難および帰還についての、あなたのご経験と考えを教えてください』という設問に対して、「避難したくなかったが、避難せざるを得なかった」が40.1%、「移住したくなかったが、移住せざるを得なかった」が33.1%、「避難できてよかった」が26.0%、「移住できてよかった」が20.0%、「いまからでも条件や環境が揃えば避難したい」が0.8%、「地元に帰還できてよかった」が0.6%、「帰還したくなかったが、帰還せざるを得なかった」が0.4%であった（付録図表No.59）。

本調査の回答者が、『2011年当時の避難区域指定』（付録図表No.10）において、「警戒区域」が56.2%、「緊急時避難準備区域」が11.4%、「計画的避難区域」4.8%、「避難指示区域外」が8.3%であり、『現在の避難区域指定』（付録図表No.10）は、「帰還困難区域」が38.8%、「居住制限区域」が7.6%、「避難指示解除準備区域」が6.2%、「避難指示が解除された区域」が32.8%、「もともと避難区域外」が8.3%であったことから考えても、避難及び帰還についての考えが多様であることが理解できる。

自由記述欄の回答を紹介する。避難や帰還についての強い葛藤や迷い，不安が表出されており，避難継続・移住・帰還に関して依然として流動的な状況にあることがうかがえる。

「未だに方針が見えない。方針が示されないのであれば、アンケートは無意味では？（中略）生きている間に方針（本当の意味での）示してほしい」（60代男性、避難指示解除区域、No.596）

「避難先から自宅の清掃に帰宅するたびに、町全体に解体された家が目立ち、人と会うこともないため、帰還したいという気持ちが低下してしまう」（60代女性、避難指示解除区域、No.222）

「富岡町も住民票があるだけの人が多く、町に戻って生活する人は少ないと感じる。町としてやっていけるの？」（60代男性、避難指

示解除区域、No.596）

□「帰還したとしても周りの環境がちゃんとしていないし仕事もはじめから見つけてとなるととてもきびしい」（30代男性、避難指示区域内、No.28）

□「自分の置かれている立場が移住者なのか避難者なのか心の整理がついていない。将来的に地元に戻りたい気持ちがあるが、－中略－損害賠償も移動については2回までとなっていて、すでに金を使い果たしている状況で、帰還に関する費用を新たに捻出する余裕と時間がない」（50代男性、避難指示区域内、No.289）

□「今のところ一時帰宅時の移動費用は、東電賠償請求でもらえるが特定復興再生拠点となり解除されると請求できなくなり、実費で移動費用を負担し、自宅を管理しなければならなくなる」（50代男性、避難指示区域内、No.134）

□「もう帰還する事はないので、せめて家の損害賠償を」（90代女性、避難指示区域内、No.438）

イ□帰還しない理由、帰還のために重視する条件

□『帰還していない理由』として多かったのは、①「地元の生活環境が整っていない」が90.3%、②「地元に戻っても家族・友人・知人がいない」が72.7%、③「地元の放射線量がまだ安全ではない」が62.9%、④「地元に戻っても仕事がない」が44.2%、⑤「帰還するための経済的な余裕がない」が39.3%であった（付録図表No.60）。

□『帰還のために重視する条件』として、「医療福祉サービスの再開」が58.7%、「放射線量の低下」が56.0%、「ライフラインの整備」が52.7%、「商店や商業施設の再開」が48.1%、「公共施設や交通機関の整備」45.0%である（付録図表No.61）。

□半数以上の者が帰還の条件として「放射線量の低下」をあげているが、『戻ってもよい放射線の水準』については、「追加被ばく年0mSv」が最も多く39.3%、「追加被ばく年1mSv以下」が17.8%、「年5mSv以下」が2.5%、「年20mSv未満」が6.8%であり、2020年調査とほぼ同じ傾向になっている（付録図表No.62）。

□国は、これまで、福島県内の帰還困難区域に出されている避難指示を解除して帰還できる基準として、除染を行い年間の放射線量が確実に20mSv未満となることなどを挙げてきたが、住民たちの多くが帰還してもよいと考えている基準が、国が決める基準と大きくかけ離れていることが示されている。

□自由記述欄にも、以下のような回答が認められた。

□「放射線による被爆はありませんとのことだが、低線被爆は我々だけがあびた訳だが、この先の健康を考えると心配である、定期的な検査をお願いしたい」（70代女性、避難指示解除区域、No.279）

□「放射能に関しては、ごまかさないで対応してほしい。安心して生活できる社会にしてほしい」（60代男性、避難指示解除区域、No.489）

□「原発事故による放射能汚染地域の復興は百年単位で考えて計画をたてるべきこと。事故を起こした原発もそのまま、汚染地域の8割以

上も未除染のままでの「復興」はあり得ない」（60代男性、避難指示解除区域、No.496）

□「放射性物質が残る地域に住ませるな」（40代女性、避難指示区域外、No.33web）

□「不溶性のセシウムがほとんどの放射性物質だらけの福島市には、大人になったとはいえ子どもを住まわせたくない。私自身も大人とはいえ住みたくない。汚染されていない土地に移住したい。移住の権利を求める」（50代女性、避難指示区域外、No.87web）

□「あの4機原発同時事故によって拡散された放射性物質が実際にどのくらいの質と量であり、10年を過ぎた現在、実際に、どの位、大気・水中・土壌、そして、多様な生き物達の体内に残っているのか、どの位、移動しているのか、誠実に科学的に調査されて、公表されるべきであると考えます。それが誤魔化され続ける限り、心配事は続く！」（50代男性、避難指示区域外、No.43web）

⑵帰還優先ではなく、避難・移住・帰還の実質的な選択を可能とする長期避難する権利の保障

□上記のとおり、避難継続・移住・帰還に関する避難者の意向は、多様で流動的であることが認められる。また、帰還するには、地元のインフラ整備、放射線量の低下等の諸条件が整う必要があると考えている者も少なくない。

□ところが、経済不安や健康不安がある中で、住宅支援や医療費等の減免措置の打ち切り等の諸支援策の縮小・廃止は、「帰還するか、しないか」という決断を、事実上、住民に迫るものであり、高いストレス状況にある被災者にとって極めて過酷な選択を強いるものであるから、“帰還の選択を保留する選択肢”を実質的に認める必要がある。

□また、上記5⑵のとおり、避難者に対する差別や偏見があり、そのことが避難者が孤立する要因となっており、帰還を優先させる国や県の制度や姿勢が「避難する必要性がないのに避難を続けている」というレッテルを強化しているものと考えられ、区域外避難者も含めて、原発事故による長期避難の正当性、すなわち、「長期避難を継続するが権利」を制度として公的に認め、避難者が避難先で肩身の狭い思いをする機会を減少させる必要がある。

□セシリア・ヒメネス・ダマリー氏の調査終了報告書においても、「持続可能な帰還、持続可能な地域統合、国内の他の地域での持続可能な統合の3つの定住に関する選択肢」について、「決定に際しては全ての情報を吟味した上で自由意志に基づき自主的に決める」ことができることが重要であり、帰還の計画等にあたっては、避難者の「意見を十分に聞かなければならない」としている。

□原発事故子ども・被災者支援法も「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない」との基本理念を定めている（同法2条3項）。

□そこで、原発事故子ども・被災者支援法の基本理念に立ち返り、避難者が、住宅支援・経済的支援・雇用支援など、避難先での生活に対する十分な支援が継続的に受けられるような制度を整え、避難者に対し、長期避難を継続する権利を実質的に保障するとともに、避難者に対する偏見や差別解消のため、区域外避難者も含め、長期避難が正当な権利の行使であるという理解が社会的に共有されるよう努めるべきである。

⑶不合理な放射線基準に基づく避難・帰還区域の設定を是正すること

□2020年及び2022年のいずれの調査でも、避難者の約6割は、あくまでも追加被ばく年間0～1mSvが帰還してもよい放射線量

であると考えており（付録図表No.62）、2015年調査でもほぼ同じ結果となっている。

□避難者が、安心して帰還し持続可能な定住を実現できるよう、現行の不合理な放射線基準に基づく避難・帰還区域の設定を是正すべきである。

⑷□当事者参加の独立機関の設置による検証と支援プログラムの策定

□今後も、原発避難者の実情やニーズを把握しつつ、様々な実効的支援を継続する必要がある。そのためには、当事者である避難者が決定に参画し、これまでの施策等の検証を行い、今後の支援策を検討することが重要である。セシリア・ヒメネス・ダマリー氏も、調査終了報告書において、「IDPsは彼らに影響をもたらす、特に生命の保護や生活の再建についての決定に参加する権利を有する」「復興と再建への社会的統合型アプローチであるためには、避難中のIDPs、すでに帰還しているIDPs及び現在の福島県民への完全な情報の提供と参加を必要とする」としている。

□国は、長期間、原発避難者の甚大な精神的苦痛を持続させてしまったことの反省に立ち、医療・心理・福祉・教育・行政・法律分野等、諸分野の専門家及び当事者である避難者も参加する政府から独立した機関を設置し、これまでの諸施策を検証した上で、あらためて原発避難者の継続的かつ実効的支援プログラムを策定する方策を講ずるべきである。

8□普遍的な社会保障制度の構築と原発避難者の苦難に向き合う社会への転換

□本調査から、付録図表No.64（〇印の番号は、要望書における見出し番号を示す）のような構図があると考えられる。

□原発事故被害者の「PTSDの可能性」が高いほどの極めて高いストレス状態の要因として、「いじめ・いやな経験」、「健康状態の悪化」、「家族の分断・関係の悪化」、「自治体不信」、「相談者の不在」、「コミュニティの断裂」といった状態が考えられた。

□その基礎には、「現在の経済的困窮」があり、それは「コロナ禍」の影響を強く受けている。経済的困窮の要因としては、「賠償・補償の問題」、「地元不動産の問題」、「ふるさと喪失」、「住宅の問題（住宅支援の打ち切り）」、「就労の問題（現在の失業）」が考えられた。

□これらを招来したのは、「核災害による国内強制移動」という問題であり、その根底には、現代日本社会の「社会保障制度の脆弱性」があるものと考えられる。

⑴ 核災害による国内強制移動が生み出した「国内避難民（**IDPs**）」

ア **2018**年国連人権理事会本会合における日本政府への勧告

国連人権理事会（United Nations Human Rights Council）は、国際社会における人権侵害に取り組み、それに対応する勧告を行う役割を担っている。外務省が対応した、2018年3月に行われた第37回国連人権理事会本会合では、原発事故後の日本には人権侵害が存在するとして、次の4つの勧告を受けた。

【161.214】福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。【161.215】男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。【161.216】特に許容放射線量を年1mSv以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人びと、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。【161.217】福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。日本政府は、これらの4つのすべてに「フォローアップすることに同意する」と回答している。そして、『子ども被災者支援法』に基づいた支援を日本で行っており、福島県民健康調査も実施していると回答しており、また『国内避難民に関する指導原則』の趣旨も尊重していると外務省は述べている。

しかしながら、この回答は2018年当時の原発事故被害者に対する現実の対応とはかけ離れたものである。『子ども被災者支援法』は自民党を含む議員立法で成立した極めて重要な法であったが、形骸化しており実効性をもっていない。2015年8月25日に改訂された本法の基本方針では、「被災地の空間放射線量は事故後4年以上経過して低下しており、新たに避難する状況にない」とされた。そして「将来的には避難対象地域を縮小し撤廃することが適当であり、帰還や定住支援に重点を置く」という内容であった。この2015年時点で、2011年当初の避難区域外からの避難者や避難指示解除後に帰還しない人びとは、いわゆる「自主避難者」としてこの法律の支援の対象から排除され、自己責任で生活再建を強いられてしまっている。本調査で明らかになったように2022年現在においてなお、『国内強制移動に関する指導原則』による政府や国民社会による人権侵害が続いているのである。

□□161.214□□□

□□□

□□□

□□□

T, Kumano H, Kikuchi Y, Augusterfer EF, Mollica RF: High prevalence of post-traumatic stress symptoms in relation to social factors in affected population one year after the Fukushima nuclear disaster. PLoS ONE 11(3): e0151807. doi:10.1371/journal.pone.0151807, 2016.（原著論文）

<2012–2013年調査>

- 山口摩弥，辻内琢也，増田和高，岩垣穂大，石川則子，福田千加子，平田修三，猪股正，根ヶ山光一，小島隆矢，扇原淳，熊野宏昭：東日本大震災に伴う原発事故による県外避難者のストレス反応に及ぼす社会的要因～縦断的アンケート調査から～．心身医学56(8)：819-832，2016.（原著論文）
- <2013年調査>
- 辻内琢也，小牧久見子，岩垣穂大，増田和高，山口摩弥，福田千加子，石川則子，持田隆平，小島隆矢，根ヶ山光一，扇原淳，熊野宏昭：福島県内仮設住宅居住者にみられる高い心的外傷後ストレス症状－原子力発電所事故がもたらした身体・心理・社会的影響－．心身医学56(7)：723-736，2016.（原著論文）

<2012–2014年調査>

- 辻内琢也：原発事故被災者の精神的ストレスに影響を与える社会的要因；失業・生活費の心配・賠償の問題への「社会的ケア」の必要性．早稲田大学・震災復興研究論集編集委員会（編）鎌田薫（監修）：震災後に考える；東日本大震災と向き合う92の分析と提言．早稲田大学出版部，pp244-256，2015.
- <2014年調査>
- 辻内琢也：深刻さつづく原発事故被災者の精神的苦痛；帰還をめぐる苦悩とストレス．岩波書店，「世界」臨時増刊「イチエフ・クライシス」852：103-114，2014.
- 岩垣穂大，辻内琢也，扇原淳：大災害時におけるソーシャル・キャピタルと精神的健康－福島原子力災害の調査・支援実績から－．心身医学57(10)：1013-1019，2017.

<2015年調査>

- 辻内琢也：原発事故がもたらした精神的被害：構造的暴力による社会的虐待．岩波書店，「科学」86(3)（2016年3月号）：246-251，2016.
- 辻内琢也：大規模調査からみる自主避難者の特徴；”過剰な不安”ではなく”正当な心配”である．戸田典樹（編著）：福島原発事故漂流する自主避難者たち：実態調査からみた課題と社会的支援のあり方．明石書店，pp27-64，2016.
- 岩垣穂大， 辻内琢也， 小牧久見子， 福田千加子， 持田隆平， 石川則子， 赤野大和， 桂川泰典， 増田和高， 小島隆矢， 根ヶ山光一， 熊野宏昭， 扇原 淳：福島原子力発電所事故により自主避難する母親の家族関係及び個人レベルのソーシャル・キャピタルとメンタルヘルスとの関連． 社会医学研究34(1)：21-29，2017.（原著論文）

<2012–2015年調査>

- 辻内琢也：原発災害が被災住民にもたらした精神的影響．学術の動向22(4)：8-13，2017.

- Takuya Tsujiuchi: Post-traumatic Stress Due to Structural Violence after Fukushima Disaster. Japan Forum: 2020,
  - doi/full/10.1080/09555803.2018.1552308（原著論文）

<2017年調査>

- 辻内琢也：原発避難いじめと構造的暴力．岩波書店，「科学」88(3)（2018年3月号）：265-274, 2018.
- 辻内琢也：原発避難いじめの実態と構造的暴力．戸田典樹（編著）：福島原発事故 取り残される避難者－直面する生活問題の現状とこれからの支援課題．明石書店，pp14–57, 2018.

<2018年調査>

- 岩垣穂大，辻内琢也，金智慧，大橋美の里，賈一凡，中川博之，愛甲裕，猪股正，扇原淳：原発事故による県外避難者のメンタルヘルスと生活状況との関連－震災支援ネットワーク埼玉による2018年の調査から－．心身医学61(7)：629-641, 2021（原著論文）

<2012–2017年調査>

- 辻内琢也：フクシマの医療人類学：構造的暴力による社会的虐待論．ナラティヴとケア（10）：35–45, 2019.
  - 辻内琢也・増田和高（編著）：フクシマの医療人類学－原発事故・支援のフィールドワーク．遠見書房, 2019.

<2020年調査>

- 辻内琢也：原発避難者の被害実態について一精神医学的見地から．法と民主主義(558)：9-13, 2021
- 辻内琢也：復興庁への要望書一原発事故・支援のフィールドワークから．学術の動向26(3)：52-57, 2021

<2012–2020年調査>

- 辻内琢也，トム・ギル（編著）：福島原発事故被災者 苦難と希望の人類学一分断と対立を乗り越えるために．明石書店, 2022

【相談会】「住宅穴埋め屋」被害にあわれた方の臨時相談会（ウェ

□□□□□

□□□□

所員研修のため、臨時休業とさせていただきます。

皆様方には大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

「防衛費」大拡張の白紙撤回を求め、社会保障の拡充により、誰もが人間らしく生きることができる社会への転換を求める

2023年1月29日、公正な税制を求める市民連絡会が、以下の声明を公表しました。（報告・弁護士 猪股正）

1 政府は、国家安全保障戦略を大きく転換し、「反撃能力（敵基地攻撃能力）」の保有、南西地域の防衛体制の強化など、防衛力を抜本的に強化することを決め、その具体化として、「防衛予算」を、GDP比2％以上へと倍増させる方針を決定した。そして、27年度までの5年間で、総額43兆円もの巨額の防衛予算を確保し、その裏付けとして、23年度からの5年間で計3兆円強の「歳出改革」を進めるとし、27年度以降は、毎年度4兆円の新たな追加的財源が必要になるため、4兆円うちの4分の3は「歳出改革」等によって、残りの4分の1を増税によって調達する方針を示している。

2 しかし、日本の租税収入は、大企業や富裕層を優遇した度重なる減税などにより、1990年をピークに減少し、歳出と租税収入の乖離が広がって「ワニの口」が開いたと言われる状態となり、歳入不足を国債の増発によって賄い続けてきた。このような税収調達能力の減少、公債の増大に加え、少子・高齢化の進展などによる社会保障給付費の「自然増」の拡大によって、財政赤字が大幅に拡大し、今や、国・地方合わせた長期債務残高は1200兆円を超え、そのGDP比は220％（22年度末）に達し、諸外国と比べても突出した状況にある。

政府は、これまで、このような財政状況は、国家的な危機であることを強調し、医療費の自己負担増、年金や生活保護基準の引き下げなど、教育、子育て、障害、医療、介護、年金、生活保護など社会保障のあらゆる分野で削減を進めてきており、22年10月には75歳以上の高齢者の医療費の自己負担割合が1割から2割に引き上げられたばかりである。

ところが、「防衛予算」だけ、あたかも、財政危機の埒外であり、政府が自由に使える別枠の財源があるかのごとく、国会の審議すら経ることなくいとも簡単に拡充を決定したことは、あまりに恣意的であり、ウクライナ危機に乗じて権力を濫用し、民主主義を否定し冒涜するものである。

3 憲法は、個人の尊厳に最高の価値を置き、誰もが等しく幸福を追求し、人間らしく生活できることを権利として保障している（憲法１３条、２５条）。

ところが、税収調達能力の減少した不公正な税制と、社会保障の削減に継ぐ削減によって、税と社会保障の所得再分配は機能不全に陥り、貧困と格差の拡大に歯止めがかからない。労働規制の緩和により非正規雇用への置き換えが進み、収入が不安定で家族を持つことも困難な人が増えている。若者は、自己責任の名のもとに競争を強いられ、学費が高騰し、生まれた家の経済力によって人生を大きく左右される。

□□□

□□□

池尾伸一（東京新聞）

家事労働者過労死事件をめぐる一連の報道に対して

住み込みによる家事代行・介護労働で過労死した家事労働者の女性の遺族が、国の労災不支給決定の取り消しを求めて提起した訴訟をめぐり、原告敗訴の1審判決の問題点を1面と他の関連記事で報じ、多角的な検証を展開した。加えて、厚労相との記者会見を通じ、国の住み込み家事労働者に対する実態調査の約束も引き出した。これら一連の報道活動は、個人家庭と契約する「家事使用人」を労働者保護の外に置く労基法116条2項の不当性を広く知らせ、また、こうした労働形態を通じて行われる家庭内での介護労働の危険性も明るみ出すことで、女性労働の脆弱さが女性の貧困を生み出している現状に警鐘を鳴らした。

https://www.tokyo-np.co.jp/article/200268
https://www.tokyo-np.co.jp/article/205410
https://www.tokyo-np.co.jp/article/205481
https://www.tokyo-np.co.jp/article/207053

山下葉月□加藤健太（東京新聞）

生活保護の『扶養照会』都内28市区□実施率格差をめぐる報道

記者が支援活動を長期取材して問題のありかを見定めたからこそ実現した調査報道だろう。生活保護の「扶養義務」照会作業について都内の区や市の実施状況を調査し、自治体間に大きな格差があることを突きとめた。扶養照会をした場合でも困窮者本人への金銭援助につながる率はごくわずかで、扶養照会という手続きが形骸化している実態を明るみに出した。厚労省がＤＶなど「扶養照会が不要なケース」を通知に明記しても自治体の対応は恣意的で一律に親族に通知する対応があるなど、「扶養照会」が生活保護の利用者にとって大きな壁になっている現状を浮かび上がらせた。生活保護の「水際作戦」と闘い続ける支援団体からも高く評価された。

永田豊隆

書籍「妻はサバイバー」

貧困問題の優れた取材記事で知られる朝日新聞記者の著者と精神疾患を抱える妻。夫婦２人の２０年近くに及ぶ凄絶なルポ。妻の過食と嘔吐の繰り返し、過食の食材費で圧迫される家計、膨らむ借金。妻の感情爆発、精神病院への入退院、大量服薬、リストカット、アルコール依存、認知症の発症…。終わりなく続く介護で、著者の生活は一変し、仕事との両立に苦しみ、妻の回復を切望しつつ、時に、妻との決別をも思う自分との葛藤など、ありのままに語られる事実に圧倒される。

虐待被害者の心のケアの問題、精神障害者の介護を担う家族の孤立や絶望の深さ、その背景にある社会の無理解・無関心・差別・偏見、封じられる当事者の声、それらを助長してきた国の政策の問題など、これらを可視化して社会に提起した意義は極めて大きく、ケアの脱家族化・社会化の必要を痛感する。

「私みたいに苦しむ人を減らしたい」と願う妻と卓越したジャーナリストである著者が、共に苦難を生き抜いてきたからこそ生まれた類い希なるルポであり、深く敬意を表したい。

末並俊司

書籍「マイホーム山谷」

2002年、東京山谷に夫婦二人三脚で21室のホスピスを立ち上げた山本雅基氏の栄光と挫折の物語。「かつて福祉が必要な人たちに手を差し伸べていた山本雅基さんは、差し伸べられた手を握る側になった。挫折だらけのその半生を見ていく過程は、私の中に芽生えた興味、つまり山谷に自然発生的に現れた福祉の仕組みを探る過程でもあった」。本書を記すため10年間年末の炊き出しに通い、週末の3か月間ホスピスでボランティア、別れた妻を探すため1か月間を費やす。著者の真摯な姿勢に更なる活躍を期待したい。

岩井信行□大西咲□野真孝ほか取材班

NHK『NHKスペシャル』「ヤングケアラー□SOSなき若者の叫び」

ヤングケアラーと呼ばれる子どもや若者の生活を映像で見せる衝撃のドキュメンタリー。家族の介護などに追われることで学校での友人づくりも難しい。自分がヤングケアラーだという認識もなく、誰にも相談できない状況。現在ヤングケアラーの子どもだけでなくかつてヤングケアラーだった男性も登場する。介護や家事労働などに追われて学校での勉強や進路など多くのことを犠牲にして、「機会を奪われている」実態がよくわかった。映像メディアで取り扱うには障壁が多かったと想像するが、それだけに訴求力が高く、自分ごととして考えさせる報道になっている点を高く評価したい。

菅原竜太□村瀬史憲（名古屋テレビ）

名古屋テレビ□『テレメンタリー』「働いた。闘った。」

1986年に施行された男女雇用機会均等法ができる前、女性は職場で「差別」される存在だった。正社員として雇用されていても男性社員を支える補助的な存在としてしか認めてもらえない。男性と同じ仕事をしても賃金は3分の1程度。結婚や妊娠すると突然、女性だけ早期退職を迫られる。東海地方の物流会社で能力を認められて働き続けた女性の半生をドキュメンタリーとして綴った。本人が証言する通り、「働いた」ということが文字通り「闘った」につながっていた時代の貴重な記録だ。ジェンダーギャップ指数が156か国中120位で解決すべき問題が残る日本。現在地点を歴史的に照射したテレビ報道の価値は高い。

渋井哲也

書籍「ルポ自殺□生きづらさの先にあるのか」

自殺者は、当事者が死んでしまっているため、「なぜ死にたいと思ったのか」ということを本人から取材することが不可能である。このことが、自殺についての取材の大きな障害となる。本著は、「生きづらさ」を抱えた人たちへの多数の取材を積み上げており、結果として、そのなかから自死する人が出てきてしまうため、結果として多くの自殺者（自殺前の）から話を聞いている。多種多様な自殺の現実と背景とをていねいに叙述している本著は、日本社会の解決すべき課題を突き付けてもいる。貧困と自殺との関連について、さらに深めた議論も、この先に展開されていくのだろうと期待しながら読んだ。

大間千奈美／石田望（NHK）

NHK『Dear にっぽん』「HOME もうひとつの“家族”」

欧米であれば「難民」として認定されるようなケースでも在留資格を認められず「不法滞在」とされる外国人が多い日本。“仮放免”という名称で、働くことも許されず、行動範囲も制限されて、突然施設に強制収容されたり、本国に強制送還されたりする外国人も少なくない。自分の年金収入と寄付金から、そうした人たちに住まいを提供する眞野明美さん（68）の生き方を追った番組。名古屋入管に収容されて体調不良を訴えながら亡くなったスリランカ人ウィシュマさんとも事前に面会した眞野さんがその死を胸に刻み、自らも病気と闘いながらも身寄りのない外国人に徹底して寄り添っている。私たち日本人が何をすべきなのかを静かに問いかけてくる。

【貧困ジャーナリズム特別賞】（順不同）

川和田恵真

映画「マイスモールランド」

この映画は、現在の日本の入管制度や在日外国人の置かれた状況についての問題を正面から描いている。この映画は、幼少時から日本で暮らすクルド人高校生を主人公とすることで、普通の高校生のアルバイトすらできなくなること、日本国内での移動も制限されることなどの理不尽さを多くの観客にわかりやすく伝えることに成功している。外国人が医療や就労から排除されることによって、深刻な貧困状態がつくりだされており、それは日本社会の深刻な汚点である。それをドラマとして映像化し、劇映画として成功させたことは特筆すべきである。すでに多くの賞を受賞している本作であるが、貧困問題を描いた作品としても貧困ジャーナリズム大賞の特別賞にふさわしい。評者は、深い共感の涙とともに鑑賞したことも付記したい。

櫻木みわ

書籍「コークスが燃えている」

別れた恋人との再会、思いがけぬ妊娠に出産を決意するひの子。雇止めも間近な非正規雇用の身とコロナ禍の都会で孤立を深める日々に、授かった命の手ごたえに生きていく肯定感が芽生える。恋人との微妙な温度差や距離感が、女たちのつながりを生み、伸ばした手に励ましや勇気が伝わってくる。ひとりではない。時間と場所を越えた遠く筑豊の女坑夫たちが労苦の中で紡ぎ合ってきた他者とともに生きることの意味が連綿と受け継がれていく。新たな命は得られなかったが、つながった女たちの連帯の中で、ひの子の内なるコークスは熾きはじめる。孤立と貧困の社会の実相の中から、女たちのつながりが希望の焔をもたらす秀作に感謝を。

川上敬二郎／塩田アダム康瀬誠ほか取材班

TBS『報道特集』「『円安、物価高で生活困窮者は？』など一連の特集」

コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰で生活苦にあえぐ人たちが増えている。支援団体による食料配付の列は長くなる一方で最近は若者や女性も目立つ。「報道特集」は、非正規で働く人や母子家庭など景気動向に左右されがちな人々への視座を忘れず、当事者目線で伝え続けている。雇い止めで収入がない、携帯電話を止められて仕事探しもできない、バイトの激減で大学生活に支障が出ている学生

□□□

□□□

□□□□□□

□□□URL□□□QR□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_DOgWZ76OR5S9OJex1-ZzBQ

□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□URL□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□

◎□□□□1□1000□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□**2022**年**12**月**29**日（木）～**2023**年**1**月**4**日（水）

年内は2022年12月28日（水）は17時まで、
年明けは2023年1月5日（木）は9時より平常通り営業いたします。

＊年末年始にいただいた「メールでの問い合わせ」につきましては、1月5日より順次対応いたしますが、通常よりもお時間がかかることが予想されます。
ご不便をおかけして申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

全国一斉１２／１７「コロナ災害を乗り越える－いのちとくらしを守るなんでも電話相談会第１７弾」フリーダイヤル【拡散希望】

「コロナ災害を乗り越える□いのちとくらしを守る なんでも電話相談会
～住まい・生活保護・労働・借金　**etc…**～」【第１７弾】実施のお知らせ

□コロナ禍の中、休業、解雇・雇い止め等により、労働者、事業者、学生、業種・職種を問わず、多くの人が、収入減少、失業等に追い込まれています。
□２０２０年４月に緊急事態宣言が初めて発令されてから２年半以上が経過し、入国制限の緩和、全国旅行支援の延長など経済再生の方策が進められています。
□しかし、なお、コロナ禍は収束せず、現在、第８波が到来中とされ、失業から抜け出せない人や、利用可能な支援策の終了等により追い詰められる人が後を絶たず、特例貸付の利用者については、来年１月の償還開始前からすでに破産申立等が急増しています。物価が急騰する中、本電話相談には物価高で生活できないという声が多数寄せられるようになっており、東京都では、水道の給水停止件数が、今年度、９月末までの半年間で約９ 万件となり、例年の 年間１０万５０００件弱から倍増するペースとなっており、生活に困窮して年を越すのも困難な方々が増加しています。

□そこで、引き続き、全国の弁護士、司法書士、労働組合、諸団体が連携して、下記要領にて、電話相談会【第１７弾】を開催いたします。お気軽に、ご相談ください。また、多くの方にお知らせください。

【日□時】　1□2月１７日（土）午前**10**時～午後**10**時
【電話番号】□０１２０－１５７－９３０（フリーダイヤル）
上記時間帯、全国どこから架けても空いている回線に無料でつながります。

【相談例】
・社会福祉協議会の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の返済ができない。

・物価高騰で生活難

・使える支援制度がなくなり、借金や家賃の滞納で困っている。

・水道代滞納で、水道を止められた。

・生活費を支援する制度について知りたい。

・バイトを切られ、学費を払えない。

・今すぐ生活保護を受けられるか。

・住居を喪失した。

・福祉の窓口で追い返された。

・コロナウイルスによる営業不振を理由に雇い止めされた

・休業手当が払われない。

・無理な働き方でコロナに感染

・学費の支払いや奨学金の支払いが困難

・フリーランスや事業者を支援する制度について知りたい。

・住宅ローンの返済に困っている。

・コロナで生きるのが苦しい。死にたい気持…

・その他、様々な支払いができなくなるので不安である。

全国「１９会場」では、フリー**Wi-Fi**スポットからの「つながる電話**WEB**」にも対応します。

●つながる電話WEB（ウェブアプリ）

https://pub.oden.works/#/

●利用方法

①上記のウェブアプリにアクセスしたあと、発信コード入力→電話アイコンタップか

②それぞれの専用URL（ https://pub.oden.works/#/ に下記発信コードをつなげたURL）からアクセス→電話アイコンタップ

（例：東京：https://pub.oden.works/#/1217tok ）

で通話頂けます。

●発信コード

北海道：1217hok

岩手：1217iwa

秋田：1217aki

福島：1217fuks

群馬：1217gun

埼玉：1217sai

千葉：1217thib

東京：1217tok

神奈川: 1217kan
福井: 1217fuki
愛知: 1217ait
滋賀: 1217shi
京都: 1217kyo
大阪: 1217osk
兵庫: 1217hyog
岡山: 1217okay
広島: 1217hir
徳島: 1217toks
福岡: 1217fuko

【寄付のお願い】
この電話相談会は、フリーダイヤルの通話料等で、毎回、５０万円程度の開催経費がかかっていますが、多くのみなさまの寄付に支えられて継続的に実施できおり、心より感謝申し上げます。
寄付口座は次のとおりですので、ご協力いただけますと幸いです。

百五銀行□橋南支店
普通預金□504273
コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守る相談会代表田中武士

【主□催】コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る なんでも電話相談会実行委員会
埼玉は、反貧困ネットワーク埼玉（連絡先：弁護士猪股正□048-862-0355/埼玉総合法律事務所）など

【協力】反貧困ネットワーク

コロナ災害を乗り越える
いのちとくらしを守る
なんでも電話相談会
(無料・全国いっせい)
(ひんこんなくそう)
0120-157930
住まい
生活保護
労働
借金
学費
etc
日時 12月17日(土) 10:00~22:00